

令 和 5 年 度

県の施策・予算に関する要望

神 奈 川 県 町 村 会

要 望 に あ た つ て

県内 14 町村の行財政運営につきまして、日頃から格別なご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、日々、新型コロナウイルス感染症対策に全力で取り組まれていることに感謝申し上げます。

しかし、変異型ウイルスにより感染拡大を見せる新型コロナウイルス感染症が収束する気配は見られず、社会経済活動への影響も深刻です。

さらに、毎年のように発生する記録的な大雨による河川の氾濫やがけ崩れなどの災害から地域住民の生命・財産を守る町村としては、常に緊張感を持って取り組んでおります。

町村民の健康・安全の確保、地域経済の安定など、町村を取り巻く課題は、山積するものの、町村としましては、諸課題解決に向かって、県と一致協力して全力で取り組んでまいる決意でございますので、引き続き連携した取り組みをお願いします。

県におかれましても、非常に厳しい財政状況であることは承知していますが、本要望書に掲げています事項は、いずれも町村にとって重要な事項であります。

令和 5 年度の県の施策・予算の立案にあたりましては、町村の厳しい状況や直面する数多くの課題にご理解をいただき、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げるとともに、ひとつひとつの要望事項が早期に実現されますよう、国への働きかけ及び県の取り組みを要望いたします。

令和 4 年 8 月 30 日

神奈川県知事

黒 岩 祐 治 様

神奈川県町村会

会長 湯 川 裕 司

目次

I	重 点 要 望	1
1	地方分権と地方創生の一層の推進	1
2	防災・防犯対策の充実強化	4
3	自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進	8
4	保健・医療・福祉対策の充実強化	11
5	産業の振興及び観光施策の推進等	16
6	都市基盤等の整備促進	18
7	教育施策の推進	21
II	地 域 要 望	25
1	三浦半島地域要望	25
2	湘南地域要望	27
3	足柄上地域要望	30
4	足柄下地域要望	37
5	愛甲地域要望	43
6	水源地域要望	46

(別冊) 道路・河川・林道整備箇所表

I 重 点 要 望

I 重 点 要 望

1 地方分権と地方創生の一層の推進

(1) 広域自治体としての県の役割発揮

ア 県が現在、取り組まれている自治体間の広域連携を円滑に進められるよう、調整、支援の役割を引き続き推進するとともに、自治体間の広域連携が困難な場合に、県が補完的な取組として掲げてきた事業を引き続き進めるとともに、新たな課題に対しても、その役割を果たすこと。

イ マイナンバーカードの利便性向上を推進する中で、必要となる人員の確保等に係る経費については、全額国負担とし、必要な財政措置を講ずるよう、国へ働きかけること。

また、マイナンバーカードの取得を推進するうえで、個人情報への配慮といった安全性についてしっかり周知するよう、国へ働きかけること

ウ 国が進める自治体DX推進計画の実現に向け、町村がデジタル技術やデータを活用した行政サービスを行うことで、住民の利便性における地域間格差が生じないよう、町村がDX推進計画を策定するにあたり、県はデジタル人材確保などの支援を行うこと。

エ 各種基幹統計調査結果の情報収集にあたっては、平成29年5月30日に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において「統計データのオープン化の推進・高度化」が位置付けられていることから、町村が速やかに情報収集出来るよう、自治体専用ページを設ける等の方策を構築するよう引き続き国へ働きかけるとともに、国の統計情報提供の現状を町村へ情報提供をすること。

(2) ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

所在町村においてゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理や消防・救急など、様々な行政需要に対応する上で、きわめて貴重な財源であり、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、引き続き現行制度を堅持するよう、主体性をもって今後とも国へ働きかけること。

(3) 固定資産税の賦課にあたっての対応

ア 固定資産税は、町村財政を支える安定した基幹税であることから、納税者が理解しやすくなるよう、また今後は、制度の根幹を揺るがすような見直しや国の経済対策に用いることのないよう国に働きかけること。

イ 土地・家屋の課税客体の評価にあたっては、納税者にもわかりやすい簡素な評価方法とともに、町村の基幹税目である固定資産税の安定的確保と税負担

の公平性の観点から、非課税措置や鉄軌道用地の特例措置の整理・縮減について、引き続き、国へ要望すること。

(4) 地方交付税改革の推進

- ア 地域手当支給割合の超過を理由とした特別交付税の減額措置については、地方自治の独自性を阻害することから減額措置を廃止するよう引き続き国へ働きかけること。
- イ 国策として、訪日事業を進めるなかで、観光客の増加に伴う観光関連の財政需要の拡大が見込まれることから、観光地需要への適切な財政措置の必要性を国に求め、地方への一般財源総額の確保を、引き続き国へ働きかけること。
- ウ 臨時財政対策債制度については、速やかに廃止し、地方財源の不足は、地方交付税の法定率引き上げ等、適切な財政措置を講ずることを、引き続き国へ求めること。

(5) 市町村自治基盤強化総合補助金の充実

市町村自治基盤強化総合補助金は、町村の行政機能及び財政基盤の強化を図る上で非常に有効な補助金であるが、優先順位が低い事業への配分が遅く、財源として活用しにくいため、配分額の確定を早期に行うこと。

また、優先順位が低い事業であっても全額留保されることなく早期に交付決定を行うこととし、町村がより一層活用出来るようにすること。

(6) 神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な推進と地方創生の推進に係る町村への財政支援の充実

ア 第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進にあたっては、各地域県政総合センター等を窓口として、町村とも連携することで地方創生の相乗効果を生み出し、引き続き、事業を推進すること。

また、町村が策定した第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる取り組みを推進するため、十分な予算を確保し、町村が柔軟に活用できるよう補助金制度等の改善を図るとともに必要な支援を行うこと。

イ 令和6年度で事業年度が終わる「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、地方創生に向け、引き続き、自治体が実情に応じた取り組みを、継続的かつ主体的に進めていくための制度を新たに構築し、その財源を十分に確保するよう国へ働きかけること。

(7) 地方の実態を踏まえた歳出改革の実現

地方自治体は、独自に財政支出の削減に努めながら、不測の事態による税収減や災害への対応等に備えるとともに、地域の様々な課題に対処するため、基金を積み立てており、基金残高の増加を理由に、地方歳出を削減することのないよう、引き

続き、国へ働きかけること。

(8) 地方消費税の清算基準の見直し

地方消費税の清算基準については、最終消費地と税収の最終的な帰属地が一致しているとは言い難いため、より適切な精算制度を構築するよう、状況を勘案し、引き続き国に働きかけること。

(9) 非常事態に対する交付金の算定方法の見直し

いまだ収束が見えない新型コロナウイルス感染症や災害時など非常事態における国の交付金措置においては、財政力によらず、実情に即した必要な額を措置するよう引き続き、国へ働きかけること。

(10) 地方公務員の給与制度における地域手当

地域手当の級地区分決定にあたっては、隣接する自治体との支給割合に大きな格差が生じないよう、地域手当の指定基準を見直すよう引き続き国へ働きかけること。

2 防災・防犯対策の充実強化

(1) 地震等防災対策の充実強化

- ア 南海トラフ地震、東海地震、神奈川西部地震など緊迫性が指摘される中、地震活動及び津波に関する観測・監視体制の整備と維持管理の強化を図るとともに、決定された「大規模地震防災・減災対策大綱」に基づき、定められた対策を、県及び関係自治体と連携し、着実に推進するよう、国へ働きかけること。
- イ 令和元年度に策定された「神奈川県水防災戦略」の見直しを図り、現状を見据えた目標を掲げ、頻発する水害を未然に防止するよう、引き続き、関係自治体と連携し、災害対策の強化を図ること。
- ウ 東海地震の強化地域に指定されている町村では、災害発生時の復旧支援活動に必要な主要道路を確保するため、これらの道路にある橋梁やトンネルの耐震診断と補強工事に対する国の財政措置のさらなる充実と、無電柱化の計画的な推進について働きかけるとともに、県においては、既存の市町村自治基盤強化総合補助金の十分な予算の確保と、公共施設の老朽化対策をはじめ、町村が求める対象事業について使用可能となる補助金とするよう見直しを行うこと。
- エ 完成時に移管された高速道路（自動車専用道路を含む）跨道橋の点検維持補修事業並びに耐震補強事業については、確実な財政措置が講じられるよう国へ働きかけること。

また、原因者から、財政支援が得られるような制度の創設を、国へ働きかけること。

(2) 防災力強化のための支援制度の充実

- ア 「市町村地域防災力強化事業費補助金」は、引き続き従前の支援措置及び予算を確保するとともに、町村の声に応え、施設や設備機器等の更新を機能強化として捉えた制度に拡充する見直しを速やかに行うこと。
また、同補助金の補助率を下回る交付額となり、止むなく一般財源で補てんした経緯があるため、引き続き、既定の補助率どおり確実に交付できるように予算を確保するとともに、補助率の引き上げや補助対象事業の拡充のための予算確保に努めること。
- イ 自治体がり災証明を発行するにあたり、引き続き、自治体職員の評価技術向上を図るための研修会を開催するとともに、技術者が不足する自治体で、迅速かつ適正に調査・評価ができるよう、内閣府が発出している「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、職員が現場で迅速に活用できる簡便な電子情報としてのマニュアルを作成するとともに、専門職員を派遣するなど支援制度を構築するよう国へ働きかけること。
- ウ 災害時に避難情報等を一斉発信することで、正確な情報を適時に収集できる防災行政無線は、身体・生命・財産を守る重要な手段である。デジタル方式に更新

した当該システムについて、各種機器が新たに更新時期を迎えるため、当該システムを安定的に使用できるよう、更新に対する十分な財政支援制度の構築を国へ働きかけること。

エ 避難者への健康管理上の配慮等により、開設している避難所では不足が生じ、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げる必要が生じた際は、災害救助法の適用基準に該当しない場合であっても、必要な財政措置を講ずることを、引き続き早期実現に向け、国に働きかけること。

オ 住民の生命・財産を守るために、災害救助法適用以前に、住民を避難させ、避難所を開設・運営した場合であっても、必要な財政措置を講ずるよう、引き続き早期実現に向け、国に働きかけること。

カ 平成29年3月の道路交通法改正まで、普通免許で運転可能であった5t消防ポンプ車については、消防団員への新たな負担とならないよう、講習受講による免許取得ではなく、従来のとおり、普通免許で運転が可能となるような制度を構築するよう、国へ働きかけること。

また、消防職員についても中型免許以上の取得が負担とならないよう適切な支援制度を講ずること。

キ 消防力の整備指針に基づき整備されるはしご付消防自動車の維持管理について、オーバーホール等の高額な整備が確実に実施されるよう財政的な支援制度を構築するとともに、国・県補助金や地方債の拡充を図り、併せて国へ働きかけること。

(3) 施設の耐震化の促進

公共施設の安全確保の観点から、老朽化対策への財政支援をさらに強化とともに、事業期間が終了した「市町村役場機能緊急保全事業」は、住民合意を得るに十分な期間を設けた制度として、改めて創設するよう、引き続き国へ強く働きかけること。

(4) 公共施設における防犯対策の推進

ア 道路、公園等の公共施設への防犯カメラ、緊急通報システムの整備など、自治体が犯罪抑止という視点で取り組む事業に対し、住民と直結する町村が実施する施策について、フレキシブルに対応できるような財政支援を講ずるよう、引き続き国へ働きかけるとともに、神奈川県地域防災力強化支援事業に基づく防犯カメラの設置を令和5年度以降も引き続き継続し、地域防犯の強化を推進すること。

イ 登下校防犯プランに基づく点検活動により設置を要する防犯灯については、社会資本整備総合交付金ではなく、新たな財政措置を確保することを国に働きかけること。

(5) 警察官の増員と交番の増設等

平成31年3月に「神奈川県警察交番等整備基本計画」が策定され、都市開発などに対応する場合でも、県内全体では交番総数は増加させず近隣交番の移転や統合などにより対応していくことや交番等勤務員数の維持の方向性が示されたが、地域住民にとって最も身近な地域安全を守るうえで交番は重要なため、統合により交番が廃止となった地域においては、従来の交番機能を有し、機動力を活かしたアクティブ交番の配備など、引き続き行うこと。

さらに、警察官の増員など関連する予算についても併せて措置を講ずるよう、引き続き、国へ強く働きかけること。

(6) 土砂災害警戒区域等に指定された区域内家屋の対応

土砂災害の発生は悲惨な事態を引き起こすため、土砂災害警戒区域に指定された場合の支援制度の構築を早急に国に強く働きかけること。

(7) 交通事故防止のための交通安全施設の整備

交通事故多発抑止の観点から、町村の交通事故発生状況をみたなかで、信号機及び効果的な交通安全施設整備に伴う予算の増額を図ること。

また、地域住民はもとより、観光客の安全を確保するため横断歩道や道路のセンターライン、停止線などの不鮮明な路面規制標示の定期的な補修について、十分な財政措置を講じ、適切かつ迅速に対応すること。

(8) 「小規模な倉庫」の床面積要件の緩和

住民の安全・安心を守る目的で自主防災組織等が設置する防災倉庫については、体の費用のほかに、建築確認申請にかかる費用が生じてしまうことから、地域の防災力の向上に資する規模で、その設置が容易に可能となるよう、「小規模な倉庫の建築基準法上の取り扱いについて（技術的助言）」における「小規模な倉庫」の「小規模」の定義について、床面積の要件を更に緩和すること。

(9) 宅地耐震化推進事業における支援（寒川町・大磯町・松田町・山北町・箱根町・真鶴町・湯河原町・愛川町）

近年の異常気象により起こりうる豪雨によって、県の「土砂の適正処理に関する条例」に基づき許可を受けて行っている盛土個所について、今後も、把握調査を実施し、その結果を町村と情報共有するとともに、対策工事が必要となった場合には、技術的支援や財政的支援の制度を構築すること。

(10) 大規模盛土造成地の安全点検

大規模盛り土造成地の大雨等に対する安全性については、今後とも現地確認及び点検を行い、結果を町村と共有するとともに、対策工事が必要となった場合には、技術的支援や財政的支援の制度を構築すること。

(11) 条例の施行前に行われた盛土や条例に規定する規模より小規模な盛土に関する支援等（寒川町・大磯町・松田町・山北町・真鶴町・湯河原町・愛川町・清川村）

県や町村の盛土に関する条例の施行前に行われた盛土や県の盛土に関する条例に規定する規模より小規模な盛土に関し、県は町村と情報共有を図るとともに、町村の求めに応じて技術的助言や財政的支援を行うなどの制度を構築すること。

3 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進

(1) 自然環境の保全

ア 近年の異常気象による豪雨により、崩落の危険性を未然に防ぐ上で重要な治山事業や森林整備事業については、県は引き続き国に財源を要望し、現状を調査し計画的に事業を推進すること。

なお、今後とも、この施策に必要な財源の確保に努めるとともに、水源地としての役割を再認識したうえで、水源地が抱える課題に対して、積極的な支援策を講じること。

イ 山地災害の防止と被害地の早期復旧を図る上で、今後とも県は整備財源を国に要望するとともに、小規模治山復旧事業に係る単独予算を引き続き確保すること。

ウ 神奈川県市町村事業推進交付金の対象事業のうち自然環境の保全に係る事業（松くい虫被害対策自主事業及び鳥獣保護管理対策事業）については、交付金充当可能額を満たす予算を確保すること。

(2) 森林環境譲与税等に対する支援

ア 創設された森林管理システムについて、町村の意見を常に聞きながら、業務運営対応力向上を図るための支援措置を引き続き行うよう、国へ働きかけること。

イ 森林環境譲与税については、積算基準として人口割の割合が多く採用されており、県内における主要な森林所在市町村への譲与額が少ない試算であるが、制度創設の趣旨を鑑みると、森林整備や木材搬出の促進が重要事項であると考えられる。

については、県として森林整備及びその促進を図る支援制度を充実させるとともに、森林環境譲与税が有効に活用できるよう県内市町村間における木材利用や人材育成等が円滑に実施できるための広域支援を行うこと。

(3) 地球温暖化防止に向けた支援の充実

ア 地球温暖化の防止、エネルギーの地産地消や地域の活性化を図るため、町村等が整備する太陽光、風力、水力発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入できるよう、手続きの簡素化を国に要望するとともに、県独自の政策として初期投資への助成拡充に努めること。

イ 再生可能エネルギー設備等及び省エネルギー設備等のさらなる普及拡大を図るため、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金をより柔軟に活用できるよう脱炭素先行地域づくり事業及び重点対策加速化事業における認定要件の緩和及び、地方自治体に多大な財政負担が生じないよう交付率の見直しの実施を国に働きかけるとともに、設置者負担額の軽減のための財政支援制度を充実すること。

- ウ かながわ脱炭素ビジョン 2050 を実現するため、専門人材の派遣や、地球温暖化防止対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の共同策定のマッチングなど、町村の脱炭素に向けた取組を後押しする支援を充実させること。
- エ 地球温暖化対策を進めるうえで太陽光発電施設等の普及促進は重要であるものの、景観、土地の形質変更に伴う防災機能の低下等が懸念されるため、居住環境その他の地域環境に及ぼす影響を鑑み、県は条例を制定し、太陽光発電施設等の設置に係る基準等に関して必要な事項を定め、地域環境との調和を図ること。

(4) 有害鳥獣対策の強化充実

- ア 各地域における有害鳥獣被害状況を検証し、実情にあった施策を展開する意味からも、各県政総合センターに配置されていた鳥獣被害対策専門員の再編整備により、かながわ鳥獣被害対策支援センターに配置された職員に担当区域を設けた人員配置を行う等、県内地域の状況や加害獣の特性を理解した上で、実効性のある対策を講ずること。
- イ 深刻化・広域化する鳥獣被害対策について、国はジビエ活用の有無によって支援策が異なるが、捕獲従事者への負担は、ジビエ活用の有無とは関連なく、地域性もあることから支援策の差異を見直すこと。
- ウ ツキノワグマの人里への出没が増加しており、住民の不安が高まっていることから詳細な生息数、生息域及び行動範囲の把握に努め、引き続き、町村への情報提供及び緊急時の迅速かつ柔軟な対策を講ずること。
- エ 有害鳥獣の捕獲に伴う捕獲活動経費は、鳥獣被害防止総合対策交付金の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業により、単価が定められているが、捕獲者の対価に見合っていない状況から、単価の見直しを行うとともに、鳥獣被害防止総合対策交付金にて措置している鳥獣被害対策実施隊の報酬及び保険について、全額措置を講じるよう、国に働きかけること。
さらに、令和3年度から国の捕獲活動経費の単価を補完する制度が、県において創設されたが、令和5年度までの時限措置とせず、令和6年度以降も引き続き支援すること。

(5) 廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

- ア 循環型社会形成推進交付金について、町村の事業実施に合わせ必要な予算額の確保とごみの広域処理に必要な施設の整備及び廃棄物処理施設と一体不可分な用地・建物整備もすべて交付対象に加えるなど、交付対象の拡充を国へ引き続き提案し、その実現を図ること。
また、ごみの広域処理に必要な施設の整備について、県においても国の交付金制度を補完する制度を創設するなど、積極的に支援を行うこと。
- イ 町村は、プラスチックに係る資源循環等に関する法律において、区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化のための体

制や施設の整備など、必要な措置を講ずるよう努めるものとされているが、再商品化を促進するためには、再資源化業者の確保が必要であるため、県として主導するとともに、町村の再資源化先の安定的確保について支援すること。

(6) 墓地等の経営の許可等に関する条例等の改正

県の規則において、住宅と墓地の距離規定はあるが、納骨堂には距離規定がなく、行政界に設置される可能性もあるため、町村独自の規制ではなく、広域的見地から、納骨堂と住宅との距離規定を設けること。

(7) 航空機等による騒音等に対する対応の強化

ア 厚木海軍飛行場は、周辺市町村で深刻な航空機騒音被害が発生しているが、住民が航空機の種類を判別できない場合も多いことから、航空機が不明な場合でも一括して対応可能な問い合わせ先の設置および、激しい騒音や低空飛行による脅威を感じることが予想される際には、事前に情報提供および住民への十分な説明を行い、厚木海軍飛行場騒音規制を遵守するよう、国へ働きかけること。

イ レジャーなどに利用される超軽量動力機いわゆるパラグライダーの騒音等に関する法的規制がなく、住民から騒音に対する意見が寄せられていることから、エンジンやプロペラ等から発生する音量の規制や検査、飛行可能な地域の設定等について、国と連携し、制度を構築すること。

(8) 新たな外国人材受入れ環境の整備

外国人が地域において円滑な生活を送るための医療や福祉サービス及び災害時などの外国人受入れ環境の整備にあたって、速やかに町村に情報提供し連携を強化するとともに、必要な支援体制を講ずるよう、引き続き、国へ働きかけること。

(9) ナラ枯れ対策に係る財源の確保

県下全域に拡大するナラ枯れは、倒木による人的・住宅被害が懸念されるため、拡大防止にあたっては、県主導で対策を講じるほか、伐採等に見合った財源の確保が図られるよう国へ働きかけること。

(10) 民泊及び簡易宿所の適切な指導徹底及び情報共有

民泊法に基づく施設や管理人等が常駐しない簡易宿所などにおいて発生している、騒音やゴミ出し等に関する問題発生の有無を確認するとともに、町村と連携し適切な指導等を実施すること。

また、違法民泊の疑いや騒音被害などに関する連絡があった場合は、保健福祉事務所の職員が聞き取り調査や現場調査を実施して事実確認を行っているが、当該調査や指導の結果について、当該施設の所在町村との情報共有を図ること。

4 保健・医療・福祉対策の充実強化

(1) 地域保健医療対策の充実

ア 産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、医師数・病院数の偏在が生じていることから、救急医療体制の維持が厳しい地域も見られるので、県としても安定した地域医療提供体制を確保するとともに、医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講ずることを国へ要望すること。

また、小児科の二次救急医療体制を維持するために、「地域医療介護総合確保基金」の増額を国に働きかけ、市町村が提出した事業計画書どおり実施できること。

イ 安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるためにも、地域における中核的な総合医療機関として、周産期医療体制及び小児医療体制の充実は不可欠であり、地域における医療ニーズを的確に捉え、継続的に質の高い医療サービスを安定的に提供することができるよう、県としても医療体制の充実強化を図ること。

ウ 各種がん検診の受診率向上のため、誰もが無料でがん検診を受診できるよう、町村が実施する各種がん検診は、全額国庫負担とすることを国へ要望するとともに、県としてもかながわグランドデザインに示された狙いや指標を達成するよう、町村とも連携し、必要な支援対策を講ずること。

エ おたふくかぜ等有効性、安全性が確認されたワクチンについては、早急に予防接種法における定期接種の対象とするとともに、その際には、本来その財源を含め、国の責任において実施されるべきものであることから、地方交付税等の措置ではなく、費用の全額を国の責任において措置することの実現に向け、引き続き要望すること。

また、予防ワクチン接種後の症状発症者に対する救済措置を早期に実現するため、健康被害救済の手続きの簡素化及び迅速な審査の実施を国へ要望すること。

(2) 医療費をはじめとする助成制度の充実

ア 小児医療費の助成は、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減の重要な支援策であるが、財政力の弱い町村が個々に取り組むには限界があり、対象年齢や所得制限の在り方を見直し、全県的な制度設計を国と連携し、県主導で実施すること。

イ 制度改正から10余年を経過し、ひとり親家庭等医療費、重度障害者医療費助成について、一部負担金や所得制限の撤廃など、制度のあり方について、改めて町村と協議をする場を設け、実施主体である町村ごとの格差が縮小するよう県の主導により改善すること。また「重度障害児者医療費助成制度」についても、法律等に基づく全国統一した助成制度を創設するよう、引き続き国へ働きかけるこ

と。

ウ 一部の小児医療費助成や障害者医療費助成については、町村単独で補助を行っており、これによって国保財源である国庫負担金（療養給付費負担金）の減額措置がとられているため、この措置を廃止するよう引き続き国に働きかけること。

エ 特定治療助成事業において、不妊治療については、一部保険適用とならない治療もあるため、保険適用の拡大または助成制度を存続するよう国へ働きかけるとともに、不育症治療については、専門医の育成及び助成に係る予算を確保するよう、国へ働きかけること。

オ 障がい者に対する各種補助制度について、規定の補助率を維持し、確実な予算措置を要望するとともに、国に対して「義務的経費」として位置づけるよう、引き続き国へ働きかけること。

カ 地域生活支援事業に対する国の規定補助率（1/2 以内）と、実質補助率との乖離を解消するとともに、義務的経費として負担金化するよう国に対して働きかけること。

また、町村が地域生活支援事業を円滑に実施するには、あらかじめ歳入額を的確に見積る必要があることから、県の補助額を早期に町村に明示すること。

(3) 国民健康保険制度等の改革

ア 国民健康保険制度を円滑に運営するため、法定外繰入れやその背景にある保険料（税）水準など「財政上の構造問題」に対する3,400億円の財政基盤強化策の効果を検証し、今後とも、必要な追加支援策を実施すること。

イ 広域化の目的でもある保険料（税）の統一化（同一所得同一保険料（税））については、今後のロードマップを速やかに作成するとともに、引き続き町村と連携し実現に向けて十分協議すること。

ウ 18歳以下の被保険者に係る均等割保険料（税）を免除するなど、子育て世帯の負担軽減策をより一層拡大するとともに、国においてその財政措置を講じること。

エ 町村の安定的な国保財政運営のために取崩した国保財政安定化基金の減少分を、今後の事業費納付金に上乗せする場合は、算定する上で激変緩和措置を図るとともに、国庫補助の拡大等を国に働きかけること。

オ 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したこと等による国民健康保険料（税）の減免及び新型コロナウイルス感染症に罹患した者等を対象とする傷病手当金に対する財政支援について、新型コロナウイルス感染症による影響が続く間は、引き続き実施するとともに、全額支給するよう国へ働きかけること。

(4) 「子ども・子育て支援新制度」の推進

ア 1号認定に係る施設型給付は、法定負担とされている全国統一費用部分（国1/2、県・町村各1/4）の他に、公定価格に対する地方単独費用部分が設定されており、

町村に過大な財政負担を強いいるものであることから、地方単独費用部分を直ちに撤廃し、公定価格全体を国庫負担対象額とする本来の制度に改正するよう国への働きかけをすること。

また、子ども・子育て支援新制度の着実な促進を図るため、神奈川県子ども・子育て支援交付金の継続と更なる充実を図ること。

イ 公立幼稚園及び保育園の広域利用の場合、公定価格と利用者負担額との差額は、保護者の居住地町村が、当該幼稚園及び保育園設置町村に負担することになっているので、保護者居住地町村の費用負担については、地方交付税措置とするよう国へ働きかけること。

また、財政負担の調整は、町村間の課題ではなく、広域利用にあたっての課題として、負担に係る一定のルール策定について国へ働きかけること。

ウ 「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」が創設されたが、一定の基準を満たさない対象施設等を利用する満3歳児以上の子どもの利用料は支援の対象外となっているため、幼児教育・保育の無償化の対象となっていない、いわゆる「幼児教育類似施設」に通う保育の必要性のない子どものうち、満3歳児以上の子どもの利用料が無償化されるよう制度の見直しを国に働きかけること。

(5) 子ども・子育て支援、待機児童対策等のための新たな補助制度の見直し

ア 保育緊急対策事業費補助のうち、「低年齢児受入対策緊急支援事業」は、補助制度を継続するとともに、「地域型保育事業連携対策緊急支援事業」は、待機児童対策からも、補助制度を再構築すること。

その際には、民間保育所に対する補助のみでなく、公立保育所への補助、特に、老朽化した施設の整備や耐震化等への財政支援、保育士の人事費に対する支援等対象経費の拡充を図ること。

イ 放課後子ども教室推進事業については、「かながわ子どもみらいプラン」に基づき、県の補助金積算調整基準の見直し等が図られているが、調整基準単価の根拠を明確にし、国の実施要領と整合を図るとともに、引き続き町村の声に応え、県の予算を確保するとともに、町村が今後も安定的かつ一層の事業充実のため、必要経費の地方財政措置を講ずるよう、引き続き国へ働きかけること。

(6) 児童福祉の充実

県による児童福祉司を増員し、また新たに要保護児童対策地域協議会での支援等を担う支援担当福祉士を中心に、町村の支援充実が図られているが、町村での相談ケースの増加、かつ複雑化するなかで、町村での相談体制は今後、益々重要性を増すものである。

しかし、予算・人員とも少ない町村では、的確に対応することが困難である。

そこで、県は自ら児童相談体制の充実強化を図り、町村の負担軽減を検討する一

方、県の対応が困難であれば、今後とも町村の相談体制の整備に係る財政支援を引き続き国へ働きかけること。

(7) 介護保険制度の充実

ア 保険給付費の国庫負担分は、25%のうち5%を調整交付金として配分される事になっているが、市町村間で交付率に格差があり、第1号被保険者に負担を強いることになるため、保険料に転嫁されることのないよう、引き続き国へ働きかけること。

イ 介護保険サービス利用料は、依然として、不均衡が生じていることから、統一的で公平な運営を図るため、介護保険料と同様、法制度として明確な位置づけをし、必要十分な財源支援措置を講ずるよう、引き続き国へ働きかけること。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免に対する財政支援について、新型コロナウイルス感染症による減免の実施が続く間は、引き続き財政支援を実施するとともに、町村の負担が生ずることなく、国が全額支給するよう国へ働きかけること。

ウ 介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施にあたり、必要な財政措置を講ずるとともに、上限額を超える場合の個別の協議にあたっては、保険者の実情に応じた柔軟な対応を図り、現在の上限設定方法についても、保険者の実情に応じた見直しを行うことを、引き続き国へ働きかけること。また国の動向について、速やかに町村へ情報提供すること。

エ 介護療養病床等からの介護医療院への転換にあたっては、保険者における介護保険事業計画に基づく計画的な保険運営の確保と介護保険財政へ支障をきたすと認められる場合等においては、他の施設サービス等と同様、自治体の指定拒否を認める総量規制の対象とし、転換した場合においても、それにより生じる介護保険財政への影響について、必要な財源支援措置を講ずるよう、国へ働きかけること。

オ 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護従事者について、人材養成やスキルアップなど、より積極的な人材の確保・活用の支援に取り組むとともに、介護人材を確保・維持していく上で必要な制度改正や財源措置等について国へ働きかけること。

(8) 新型コロナウイルス感染症に係る接種事務従事者確保のための制度の充実

新型コロナウイルス感染症の収束が見えないなか、潜在看護師等の円滑な確保を図るため、一時的な収入の増加について、国は「特例」で対応されたが、受付事務をはじめとする接種事務従事者に対しても、同様の対応をするよう国へ働きかけること。

(9) 成年後見制度における中核機関の設置に向けた支援

判断能力が不十分な高齢者等を支援する成年後見制度において、相談窓口となり関係機関等との調整役を担う「中核機関」の設置に向けた取組みが促進されるよう、各自治体の取組段階に応じた個別具体的な支援や、設置後の運営においても、関係機関相互の連携強化を広域自治体として主導するとともに、必要な財政措置を講ずるよう国へ働きかけること。

5 産業の振興及び観光施策の推進等

(1) 県内の観光の推進

ア 農林水産業の6次産業化の支援を図るために設立された農山漁村発イノベーションサポートセンターの積極的な支援によって、農林水産業の資源を活かし、神奈川県6次産業化推進計画に位置づけられた取り組み方針等や目標の達成と観光資源となるブランド商品の開発・強化により、引き続き、地域の活性化を図ること。

イ 町村が、観光基盤の充実・強化を図るために、施設整備を行う場合は、整備に見合った財源の確保が図られるよう引き続き国へ働きかけること。

(2) ICカードの広域利用による観光振興

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、観光振興と生活関連利用者の利便性の向上を図るため、TOICAエリアとSUICA首都圏エリアをまたがる利用が可能となるよう、関係機関等を通じて鉄道事業者や国に対し引き続き働きかけを行うこと。

(3) かながわブランドの振興に係る支援の充実

茶の消費量・栽培面積ともに減少傾向にあるなかで、かながわブランドに認定されている「足柄茶」の振興を図るため、国の「茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業」の対象とならない農業機械等の購入費助成について、県補助事業の創設を検討すること。また、茶の消費量増加のため、県内全域における茶の地産地消を促進する事業を検討すること。

(4) ICTやAIの導入促進及び支援について

かながわグランドデザイン実施計画に位置づけるプロジェクトを町村と連携して、積極的に取り組むとともに、自治体への導入支援を引き続き行うこと。また、自治体や事業者によるICT・AIの活用や環境整備に係る独自の取り組みに対しても助成を行うなど推進すること。

(5) 小規模災害における補助制度の創設

農業の衰退を防ぎ、将来にわたって安定した農業生産を行う上で基盤となる農地が、近年の異常気象による豪雨等により被災した場合、国庫補助事業の要件に満たない小規模災害については、県として、新たな補助制度の創設を検討すること。

(6) 新型コロナウイルス感染症からの回復支援

新型コロナウイルス感染症の影響で国内外からの観光客が大きく落ち込み、地

域経済も停滞が続いていることから、インバウンド需要の回復も含め、観光地の活性化のため、町村の声に迅速に対応し、実情に応じて必要な支援を行うこと。

また、国へは、令和3年度に創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）のような措置を求めるなど、必要な財源を確保したうえで、独自のよりきめ細かな支援策を講じること。

6 都市基盤等の整備促進

(1) 土地区画整理事業への新たな補助制度の創設

公共団体施行の区画整理事業については、組合施行の事業と同様な補助対象となるよう、適切な財源措置を講ずること。

(2) 社会資本整備総合交付金の充実

国に対して、次の各項目について働きかけること。

ア 都市基盤整備を推進するうえで有意義な本交付金については、町村の要望額を下回る内示額が示され、一般財源等で充当せざるを得ない状況が続いているため、適切な所要額を確保すること。

イ 本交付金は、更新を含めた建設、改築等が確実に実施できるよう、必要な財源を確保するとともに、交付金対象外の事業について、長期安定的に道路整備及び管理を推進することができるよう、本交付金の対象とすること。

ウ 橋梁・トンネルの修繕や点検に対しては、技術的支援の体制整備や必要な財政措置を引き続き講じること。

(3) 町村部における県道整備枠の確保

町村部での県道は、住民の最も基本となるインフラであるとともに、災害時には緊急交通路や緊急輸送路として指定される路線も多いことから、道路ネットワーク全体のバランスに配慮しつつも、都市部間を結ぶ町村部の道路整備の重要性を認識し、安全・安心で均衡ある道路網の整備を推進するため、国へ予算を確保することを働きかけるとともに、着実に道路整備を実施すること。

(4) 生活交通の確保対策の充実

生活交通の確保・維持については、国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助制度」や県の「地域公共交通確保維持費補助制度」を活用しているが、今後とも住民の生活の足を確保するために、次の対策をとること。

ア バス路線は、不採算による路線からの撤退や減便により、町村民の利便性が損なわれているため、県は「補助額の増額及び町村の要望に対応可能な予算額の確保」を国へ働きかけるとともに、人口減少が続く地域のバス路線維持のための県独自の補助制度を創設すること。

イ 県は、路線の「キロ程」要件を緩和するとともに、ターミナル拠点や広域拠点の中心となる鉄軌道駅へ接続するものは、一定の距離要件に関わらず対象とするなど、県の補助要件について、国の補助要件に合わせた制度改正を行い、国と協調して引き続き補助すること。

ウ 県の一部の補助制度は、神奈川県都市マスタープランの広域拠点の中心となる鉄軌道駅に接続するものなどが補助要件となっているが、地方創生、高齢化

や地球温暖化の観点からも、公共交通は重要であり、補助要件の条件緩和（拡大）をすること。

エ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に伴い、地域公共交通計画の作成が『地域公共交通確保維持事業』による補助要件として定められたことから、路線バス事業者が、今後とも地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助を受けられるよう、地域公共交通計画に関しては広域的な計画として県が作成すること。

(5) 河川区域内における環境保全対策の充実

自治会への委託制度等によって、河川環境の保全を図っているものの、自治会の高齢化等から、管理が行き届かない箇所も見受けられるため、河川管理者による草木の除草並びに伐採を充実すること。また、自治会への委託制度等による場合は、必要な財政支援を講ずること。

(6) 合併処理浄化槽設置に係る財政措置の継続

河川水質環境の改善を促進させるには、合併処理浄化槽設置を加速させる必要があることから、補助制度拡充のための財政支援措置を講じること。なお、国の循環型社会形成推進交付金については、引き続き、支援されるよう国へ働きかけること。

(7) 上下水道事業の整備促進に伴う財政措置

ア 水道施設の改良や老朽化に伴う更新に係る工事費並びに維持管理費の増大は、内部留保資金に乏しい水道企業体では、将来的に水道料金の高騰を招くことになる。

安定した水道事業を運営するうえで、国庫補助事業における採択要件の緩和及び補助率の引き上げを国に要望するとともに、県による維持管理に係る補助制度の創設を検討し、国との共同補助とすること。

イ 下水道事業については、現行の地方交付税への算入方法の改善等、地方交付税制度の改善充実に向け、継続的に国へ要望すること。

ウ 下水道事業の健全化を図るため、平成24年度まで廃止された公的資金補償金免除による繰上償還制度について、条件を緩和して復活するよう、引き続き、国へ働きかけること。

エ 財政基盤の脆弱な町村は、今後、なお一層の施設の老朽化対策や更新にあって、国庫補助は必要不可欠であるものの、国の動向として、未普及対策や浸水対策への予算配分が重点的に行われ、改築や更新に係る国庫補助の継続が危ぶまれるため、国庫補助の継続について、引き続き国へ働きかけること。

(8) 公共施設の計画的更新の促進について

国の指導により策定した公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画等に位置付けられた公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため、引き続き、効果的な財政支援の拡充を国へ働きかけること。

(9) 街区公園等規模の小さな公園の大規模改修及び新規整備に係る補助制度の創設

町村においては、小規模な都市公園が多い中で、大規模改修や新規公園を整備する場合、該当する補助制度がないため、補助制度の創設を国へ働きかけること。

(10) 水源環境保全・再生事業の継続について (大井町・松田町・山北町・箱根町・真鶴町・愛川町・湯河原町・清川村)

令和8年度に終期を迎える「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」だが、「第4期かながわ水源環境保全再生実行5か年計画」を着実に進めるとともに、市町村と連携した水源環境保全・再生施策はすべての県民の暮らしを支える良質な水資源を保全していくために重要であり、継続性が必要な施策となっていることから、令和9年度以降もこの施策に必要な財源の確保に努め、水源地としての役割を再認識したうえで、水源地が抱える課題に対して、解決に向けた積極的な支援を行なうこと。

7 教育施策の推進

(1) 教育指導体制の強化

ア 学校が抱える複雑多岐にわたる課題の解消とともに、きめ細やかで質の高い教育実現のため、小中学校における教職員定数の弾力的な運用を図るよう、引き続き国へ働きかけること。

また、小規模校に対する教職員の加配とともに、学校教育活動の一層の充実を図るためにも、スクール・サポート・スタッフの継続的な配置及び学習指導員の配置に係る財政措置についても引き続き国へ働きかけること。

イ ヤングケアラー及び虐待など家庭環境に課題をもつ児童・生徒に対する支援及び教育相談機能の充実強化を図るため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの派遣日数拡大と増員が図れるよう、国へ補助率の引上げ等を引き続き働きかけること。

ウ 児童・生徒の読書環境を整備し、読書活動の拡充を図るため、町村の小中学校で等しく司書の配置がされるよう必要な財政措置を行うとともに、司書教諭の標準定数を義務標準法に規定するよう国へ働きかけること。

エ 障がいのある児童・生徒の学習・生活上の支援を担う特別支援教育補助員の配置にかかる人件費等について、財政的補助の拡充を図るよう国へ働きかけること。

(2) 少人数学級編制の実現

義務標準法の改正により、令和7年度を目指して、小学校における全学年の35人学級編成が実現される見込みだが、引き続き、中学校まで確実に35人学級編制とするため、早期に同法の改正を行うよう国に働きかけること。

(3) 子育てのための施設等利用給付交付金の充実

幼児教育・無償化に伴い、制度化された子育てのための施設等利用給付交付金については、事業の遂行に必要な所要の国費を確保し、町村の超過負担が生じないよう、引き続き国へ働きかけること。

(4) キャリア教育の推進に伴う補助制度の確立等

町村がキャリア教育を推進するにあたり、研修等は引き続き行うとともに、町村が取り組む上で十分な支援を行うこと。

(5) 「学校施設環境改善交付金」の条件緩和

施設整備に有効な「学校施設環境改善交付金」は、制度の運用面において、申請にあたっての日程的な問題や執行上の制約があり、町村の財政を圧迫しているため、「学校施設環境改善交付金」の条件緩和を引き続き国に働きかけること。

特に、同交付金の対象では、小学校と中学校を統合して義務教育学校を新設す

る場合、統合に伴う既存施設の改修のみが補助対象となっているため、新たな場所に新築することも補助対象となるよう国に働きかけること。

(6) 学校教育の振興

新学習指導要領の実施に伴い、道徳の教科化をはじめ小学校ではプログラミング教育や外国語教育といった更なる対応が求められていることをふまえ、教員定数及び加配定数配置の充実、外国語指導助手（ALT）の配置や指導環境の構築、指導教材の充実のための経費に係る財政的措置を講ずるよう、引き続き、国に働きかけること。

また、小学校教員への中学校英語教員免許を取得させる取り組みについて、引き続き推進を図ること。

(7) I C T・プログラミング教育の推進

情報モラル指導やプログラミング教育を実施するため、I C T機器を活用した授業等を行っていくうえで、I C T支援員の役割は重要であり、学校からの要望も常に大きなものとなっていることから、I C T支援員雇用にかかる費用の財政措置が、令和4年度以降も引き続き措置されるよう国へ働きかけること。

(8) 学校行事に伴う看護師等の配置

修学旅行や宿泊学習などの宿泊を伴う学校行事へ養護教諭が参加することにより、自校の保健活動が手薄となるため、養護教諭の働き方改革と合わせて、養護教諭が不在の際に、看護師などを配置することができる財政的・人的支援を、保護者や町村に負担のない制度として構築をするとともに、国にも働きかけをすること。

(9) G I G Aスクール構想をはじめとした I C T環境整備への財政支援の充実

児童・生徒への1人1台の端末整備については、端末の再整備や整備後の校外や家庭での活用に伴うランニングコストとともに、I C T環境を有効に活用していくための人員費等も経常経費として含めた端末1台の運用に対して通常必要となる費用をもとに補助単価を定め、児童・生徒の人数等を乗じた交付をするなど、簡単な算定根拠を構築した財政措置を、引き続き国に働きかけること。

(10) スクール・ロイヤーの配置 (寒川町・大井町・松田町・開成町・箱根町・真鶴町・愛川町・清川村)

学校で発生する複雑・多岐に渡る問題について、教員の負担軽減を図るとともに、児童・生徒の最善の利益を念頭に置き、法的観点から迅速な初期対応と継続的な支援を行うスクール・ロイヤー配置の経費に係る財政的措置を講ずること。

(11) 給食食材費の高騰に伴う保育所等の公定価格の改定 (寒川町・大磯町・二宮町・松田町・山北町・開成町・真鶴町・湯河原町)

物価高騰の影響により、法で定める現在の保育所等の給食費の価格では、食材料費が賄いきれないため、給食の質や量、栄養バランスを維持し、公平な費用負担とするためにも適正な公定価格の改定を国へ働きかけること。

(12) 医療的ケア看護職員の配置に伴う財政措置について (大磯町・二宮町・
松田町・山北町・開成町・真鶴町)

医療的ケアを必要とする児童生徒の健康と安全な学校生活を送るための支援として、在籍校に医療的ケア看護職員の配置を行う場合、国、県、町村それぞれ 3 分の 1 の負担措置とすること。

II 地域要望

II 地域要望

1 三浦半島地域要望

(1) 「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げについて（葉山町）

葉山町及び逗子市に存する「二子山地区」は、三浦半島の骨格的な緑地を形成する「逗子・葉山近郊緑地保全区域」に位置しており、良好な自然環境を有している。

当該地区は、現在、県が中心となり推進している「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」において、「国営公園連携地区」と位置付けられている。

平成16年2月、期成同盟会代表幹事である県土整備部長は、「二子山地区」については、「近郊緑地特別保全地区」に指定し保全することが適切であるとの考え方を示すとともに、国営公園と一体となった広域的な緑地の保全のために、所管部局と連携し、緑の保全と活用について積極的な取組みを進める旨の見解を書面により示している。

葉山町においてもこれらの見解に即し、緑の基本計画においては平成18年の改定以降継続して、重点施策に「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区の指定について明確に位置付けたところである。

県の「かながわグランドデザイン基本構想」においても、三浦半島地域圏における政策展開の方向として国営公園誘致などの大規模な緑地の保全を行うこととしていることと併せ、速やかに具体的な指定に向けた検討を推進していただき早期実現を要望する。

(2) 県道逗子葉山横須賀線（三浦半島中央道）の逗子側までの延伸と、快適に利用できる道路整備について（葉山町）

平成28年9月1日、葉山町商工会が南郷地区に「SHOPPING PLAZA HAYAMA STATION」を開業したことに伴い、町内外から多くの人が訪れている。それにより、県道鎌倉葉山線（旧逗葉新道）の渋滞に加え、南郷交差点付近のイトーピアや葉桜住宅を逗子方面へ抜ける車両が一段と増加している。このことから三浦半島中央道路北側の逗子区間については、交通量・地質調査等の結果を踏まえ、地域住民の理解を得ながら早期延伸を実現すること。

また、三浦半島の4市1町の首長で構成する「三浦半島サミット」による「自転車半島宣言」に基づき、自転車を利用した様々な観光振興に関する取り組みが展開されている。

こうした取り組みを推進するため、県がすでに行っているパトロールによる良好な道路の維持管理に加え、道幅の確保等により、自転車が既設の国県道を安全かつ快適に利用できるような支援を要望する。

(3) 海岸保全施設整備の推進について(葉山町)

葉山海岸（一色下山地区）の内、特に芝崎地区では、荒天時に護岸を越波する被害が多発している。特に平成21年10月の台風18号は、背後の住宅地に大きな被害をもたらした。

これらの状況を踏まえ、神奈川県においては、平成22年度から平成24年度にかけて施設計画検討を実施し、越波対策の必要性が確認されたため、この地区を海岸保全区域に指定した。

令和4年度に既設護岸の補強及び消波ブロックの設置工事は完了予定だが、今後も住宅地の越波被害対策のため、引き続き、海岸保全施設整備にあたり、葉山町と連携を図りつつ推進するよう要望する。

(4) 葉山海岸の養浜について（葉山町）

葉山海岸においては以前より砂が減少しており、昨今の台風の大型化により非常に大きな波が押し寄せ、場所によっては砂浜奥の防波として想定されていない護岸や石積み擁壁に打ち付けていることから、安全面に懸念がある。

県においては、「相模湾沿岸海岸浸食対策計画」に基づき、計画的に養浜等を実施していることと思いますが、海浜地における安全確保及び景観保全のため、取り組みを強化していただくよう要望する。

2 湘南地域要望

(1) 東海道新幹線新駅誘致及びツインシティ倉見地区まちづくりの整備促進について（寒川町）

新幹線新駅設置とこれに伴うツインシティ倉見地区のまちづくりは、本町北部の核となるばかりでなく、県央・湘南都市圏の南のゲートとして県土の均衡ある発展のために必要不可欠な事業であり、新駅の受け皿にふさわしいまちづくりに向けた地元合意形成の取り組みを鋭意進めるとともに、期成同盟会の一員として新駅誘致の要望活動等を行っている。

しかしながら、この事業による経済効果は町域にとどまらず県央・湘南の広域圏域に及ぶ大事業であり、加えて、今後は同盟会において新駅設置費用の負担割合の協議も控えており、その財源確保は大きな課題となっている。これは新駅誘致地区が本町倉見地区に決定した時からの県と町が共有する懸案であると認識している。

また、国、県等による通常の補助金等だけでは、当町のまちづくり事業や、県央・湘南都市圏の南のゲートを形成するための財源の確保は困難であり、県担当課との協議調整を重ねているが、このままでは抜本的な事業の見直しをせざるを得ない状況にある。

よって、

ア 新駅設置及び当まちづくりの実現に向けては、既定の補助制度のみならず県央・湘南都市圏の南のゲートを位置づける広域的な立場から、ツインシティ整備の意義でもある「県土全体のバランスある発展」を導く核として広域行政機能の具現化や、さらなる財政的支援について引き続きご尽力、ご指導くださるよう要望します。

イ 町は、同盟会の中でも極めて小さな財政規模であることをご理解いただき、新駅を要望する地元自治体として、地元の関係者と調整を進めながら事業計画の具体化を図っていくためにも、事業の組み立て方など現実的な事業スキームへのご尽力ご指導、駅設置費用の早期検討に着手していただくとともに、負担割合算定にご配慮くださるよう、併せて要望します。

(2) 神奈川県平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所の福祉事務所機能について（寒川町）

町内の生活保護受給世帯は500世帯を超え、町区域として多くの受給者が、相談や申請等で福祉事務所を訪れている。茅ヶ崎支所の本所統合は、町民に多大な影響を及ぼすことが想定され、福祉の低下を招くことになる。また、今後、地域共生社会の実現を目指すにあたっては福祉事務所と町福祉部門、町社協との連携が不可欠であることから、更なる連携を深めるために町内への事務所設置を強く要望する。

(3) 旧相模海軍工廠跡地内における危険物への適切な対応について（寒川町）

旧相模海軍工廠跡地内には、事業所や住宅が多数立地しており、環境省で土地改変時の環境調査は実施しているが、戦前の国機関である旧日本軍の危険物については、国が責任を持って対応すべきと考えるので、次のことについて国へ働きかけるよう要望する。

- ア　掘削を伴う土地改変に係わる安全確保の費用は、引き続き国が負担すること。
- イ　毒ガス弾等の発見に伴う工期遅延等に係わる損害等の補償も国が行うこと。
- ウ　毒ガス弾等による事故が発生した場合の被害者に対する救済制度を国の責任において確立すること。

(4) 西湘バイパス下り線ランプの設置及び無料化社会実験について（中郡）

西湘バイパスは二宮インターチェンジ及び橋インターチェンジに下り線ランプがないことと、西湘バイパスの料金が値上げされたことにより、大磯西インターから二宮にかけての国道1号は慢性的な交通渋滞を引き起こしている。

つきましては、国道1号の渋滞を緩和し、円滑な交通を確保するため、二宮インターダウンターチェンジ下り線ランプを設置するとともに、通勤時間における西湘バイパスの無料化社会実験の実施や、通行料の減免等を実施することを要望する。

(5) 高波（津波）対策に伴う西湘バイパス地下道開閉式防潮扉の設置について（中郡）

大磯、二宮の西湘海岸は、西湘バイパスが並行し擁壁となっていることから、高波浪時においては護岸の機能を果たしているが、擁壁部分には海岸に降りる地下道が数箇所あり、高波浪時には浸水する状況となっている。

沿岸住民や海岸利用者等の人命の安全確保を第一に考え、近年、大型化する台風の高波、高潮をはじめ、地震による津波対策を視野に入れた対策に取り組む必要がある。

つきましては、国土交通省及び中日本高速道路株式会社に対し、防潮扉の設置について働きかけるとともに、海岸管理者である神奈川県が波浪等からの背後地を保全する手段についての検討を要望する。

なお、国直轄事業に採択された海岸の浸食対策については、今後の事業計画の策定にあたり、地元経済の活性化を図るとともに、沿岸住民、海岸利用者の安全確保等について、国への働きかけを要望する。

(6) 自然環境と調和し、人々の憩いの場となる葛川の整備等について（中郡・中井町）

大磯町・二宮町・中井町の3町を流れる葛川は、流域河川が狭小あるいは未整備である箇所があるため、浸水被害が発生している。

神奈川県において新たに葛川水系河川整備計画が策定されたが、二宮町では、町の中心市街地であり、国の法務局や町の文化拠点である生涯学習センターが建

っている区域が、県のハザードマップ上で大雨時の浸水エリアとなっていることで、町民などから危険性を危惧する声が高まっており、安全性確保のため、護岸整備や浚渫など、必要な整備を引き続き進めること。

さらに大磯町においては、強風や波浪に伴う河口閉塞や降雨による溢水を防ぐため、河口部の流路確保のための護岸や導流堤などの対策を講じること。

また、整備に当たっては、葛川が町民にとって身近な存在で親水性のある人々の憩いの場となり、また、3町の交流がより盛んになる契機となるよう、護岸整備に併せ、今後も地域の意向を踏まえた魚道の設置や遊歩道の整備をすることを要望する。

(7) 砂防指定地の保全について（二宮町）

二宮町内の県砂防指定地には葛川の準用河川区間と打越川が指定されているが、近年のゲリラ豪雨等により打越川の未整備区間で渓岸浸食が顕著な箇所が見受けられる。

砂防指定地の抜本的な保全対策のためにも、砂防施設の整備及び渓岸浸食の調査等の実施を要望する。

(8) 県道 63 号線相模原大磯線月京地区の歩道整備事業の促進について（大磯町）

県道63号（相模原大磯）は、小中学校の通学路となっていることや、幼稚園、保育園への送迎の方など、多くの町民が通行する道路であるが、県道がカーブしており見通しが悪いうえに、歩道が未整備のため、信号機の無い横断歩道を渡らざるを得ないなど、安全・安心な通行環境が整っていない状況にある。

県にも整備に向け協力いただいているところだが、必要な予算措置や、その後の整備事業へと更なる事業促進に取組むよう要望する。

3 足柄上地域要望

(1) 東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺地域の整備促進について（中井町）

秦野中井インターチェンジ周辺地域は、町の新たな産業拠点の整備が着実に進捗している。

また、「かながわのみちづくり計画（平成28年3月改定）」において「将来に向けて検討が必要な道路」として当該地域を通過する道路が位置付けられている。

当該地域の整備については、産業拠点と道路の整備による相互作用により、雇用や新たな人の流れが創出されることから、誰もが安心して暮らすことができる魅力あるまちづくりに大きく影響するものである。

については、当該地域の各整備の事業化に向け、引き続き技術的な支援と協力を要望する。

(2) 厚木秦野道路（国道246号バイパス）の早期事業化及び整備促進

（足柄上郡）

厚木秦野道路（国道246号バイパス）は県の中央部を東西に走り、東名高速道路、新東名高速道路や圏央道と一体となって、首都圏と関西・中京圏を結び経済・社会活動を支える重要な地域高規格道路であり、当該路線の早期開通は国道246号の慢性的な交通渋滞により損なわれている物流、観光、救急搬送時間等の交通問題の改善を図ると共に広域的交通の役割を担い、周辺地域の経済活動に大きく効果をもたらすものである。

令和元年度より、市町で構成する協議会の要望活動に同行していただくなど積極的に取り組んでいただいている、令和2年度からは大井町・松田町・清川村が加わり、未事業化区間の早期事業化及び整備促進に向けて取り組んでいる。

このようなことから、計画区間すべてを早期に事業化し整備促進が図れるよう、市町村との勉強会や国等の関係機関への働きかけの継続を要望する。

(3) 都市計画道路金子開成和田河原線の建設について（大井町・開成町）

都市計画道路和田河原開成大井線は、主要地方道小田原山北線と国道255号を結ぶ、足柄地域の新たな東西連絡道であり、地域全体の将来のまちづくりにおいて重要な役割を担う路線として、早期開通が期待されている。

平成26年3月には「足柄紫水大橋（酒匂川2号橋）」の供用が開始されたことから、地域間の交通利便性の向上が図られた。

また、平成29年度には県道711号（小田原松田）から国道255号までの区間ににおいて県が都市計画法に基づく事業認可を取得し、用地取得や関係機関との協議等、整備に向けた取組みが着実に進められている。

当該路線の建設は、周辺地域の交通渋滞の解消、都市防災機能の強化、更に

は足柄地域の経済の活性化等、その効果は多大なものが期待されることから、金子開成和田河原線の未整備区間（県道711号から国道255号までの区間）について、現在事業の推進中ではあるが、引き続き早期建設を要望する。

(4) 災害時の孤立化を防ぐための寄地区への連絡道路の整備について（松田町）

当町の寄地区への主要幹線は、国道246号を起点とした急傾斜の山間地を通過する県道710号（神縄神山線）の1路線と、寄地区と秦野市を結ぶ連絡道路としての県営林道土佐原線及び秦野市道であるが、災害時にこれらの道路や道路法面の崩壊等が発生し、地域住民が孤立することが予想される。

県道710号では、拡幅及び法面保護等の改良工事が進められており、安全面についてご配慮いただいているが、立山橋付近は、幅員が狭い上、カーブもきつく大型車の通行に支障を来している箇所が存在する。

県では現在、当該箇所の土地の権利者等の調査段階であるが、町では地元住民の協力を取り付けており、交通安全の観点から、防災工事に合わせた局部的な改良の実施を要望する。

また土佐原線は、「県営林道土佐原線の管理に関する覚書」により管理に関する締結（平成14年度）を行ったが、現状の林道は、狭隘（最小幅員3.6m）且つ急なカーブが続き、見通しが悪く、退避所の箇所数も少ない路線である。

したがって、全国で頻発する災害を目の当たりにした地元住民の危機意識の声を考慮していただき、平成30年12月21日に改めて、「県営林道土佐原線の管理替えに関する覚書」を締結したところである。

については、有事に備え、秦野市への連絡道路である本林道を緊急車両が支障なく通行できるよう覚書のとおり危険箇所の整備を要望するとともに、速やかに移管されるよう測量・登記事務の推進を要望する。

また、令和3年7月及び8月の豪雨により国道246号と県道710号が同時期に通行止めとなつた際に交通渋滞や大幅な迂回を余儀なくされたため、災害時の迅速な対応及び防災対策についても併せて要望する。

(5) ヤマビル及び有害鳥獣対策事業の充実強化（足柄上郡）

ア シカやイノシシが媒介するヤマビルは、地域住民の生活圏で繁殖している。

特に、登山道やハイキングコースで繁殖し、観光客に被害を及ぼし、観光振興を図る意味からも深刻な状況である。

また農地への被害を及ぼす事例から、農業従事者の耕作意欲を低下させる要因にもなっている。

現在、対策として、町が県のヤマビル被害対策事業補助金を受け、忌避剤を購入し、設置することで観光客等に利用を促したり、駆除剤を購入し散布したりしているが、もはやヤマビルは広範囲に分布しており、駆除すれば対策にな

るという現状ではない。

ヤマビルの生息範囲は、今後も広がる可能性があり、住民や観光客への被害の増加が予想され、町としては自治会や関係住民と協力し、忌避剤や駆除剤を購入し、被害防止に努めていくなかで次のことを要望する。

(ア) 丹沢山系に位置する市町村等のヤマビル被害に苦慮している関連機関での対策部会の設置を県が主導で立ち上げ、現在、分布域の情報共有に留まっている連携について、各市町村等の被害や対策の状況等も含めた幅広い情報共有を行えるようにすること。（中井町・大井町・松田町・山北町）

(イ) 近年、市街地にシカ等大型獣の出没が散見される中、対応としては麻醉銃により捕獲し、山中で放獣することが基本と思われる。しかしながら、県西地域においては麻醉銃の手配等で長時間を要し、地域住民の安心・安全を脅かす状況が見受けられる。については、迅速で効果的に危険が除去され、かつ実現可能な手法の確立を要望する。また、有害獣ではないが、危険性のより高い人里近くでのクマ出没も対応策は同様のため、併せて手法の確立を要望する。

（大井町・松田町・山北町）

イ ヤマビルを媒介している有害鳥獣対策については、特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊員の設置や鳥獣被害防止対策推進協議会と連携することにより、新たな施策を展開し、町猟友会を中心とした駆除対策を推進している。

丹沢山系に位置する当町では、広範に移動する有害鳥獣について、広域行政単位での対策部会を設置するなどの対応も実施しているが、広域自治体である県に対し、被害の遁滅に向け、以下の事項を要望する。

（松田町）

(ア) 市町村と一体となった捕獲や防護の有効な強化策として、県独自の有害鳥獣捕獲奨励補助金や広域獣害防護柵補修事業費補助金を制度化したが、時限的な予算措置ではなく、継続的な事業とすること。

(イ) 狩猟資格免許取得のための受験手数料等への補助金を農協を通じた農業従事者への支援のみでなく、町が助成する免許取得者に対しても広く対象とするよう支援の拡充をすること。

(6) 「新松田駅周辺整備基本構想・基本計画」の実現に向けた支援について

（松田町）

本町の中央に位置するJR御殿場線松田駅と小田急線新松田駅は、通勤通学者を中心に1日平均約3万人もの乗客が乗降する県西地域の“北の玄関口”としての位置付けのみならず、都心部からのアクセスが良好であり富士山の世界文化遺産登録を契機とした静岡方面へ向かう観光客の経由地という、小田原駅に次ぐ、第2の神奈川県の“西の玄関口”としても一翼を担っている広域的利用が強い場所であり、県西地域活性化のカギとなる場所である。

現在、両駅周辺地域は、旧市街地の商店や住宅が密集しており、駅へのアクセ

ス道路や狭小な駅前広場が未整備の状況にあるため、交通結節点の機能を十分に発揮できないことが課題である。

特に、新松田駅北口周辺は「町の表玄関」として、両駅間の乗換客に加え、複数の路線バスやタクシー車両のほか個人や近隣周辺企業の送迎バスなどが交錯する危険な状況にあり、交通の安全面で、町民や駅の利用者から多くの整備要望の声が寄せられている。また、県道711号改良事業では、歩道整備工事や、電線の地中化などの工事が実施され、周囲の整備は進めていただいているが、御殿場線ガード下が狭く、車の円滑な通行に支障をきたしており、ここの整備要望の声も寄せられている。

これらの課題を解決するために、町では平成27年度より「新松田駅周辺地域まちづくり協議会」を立ち上げ、県の関係機関の方々にも出席いただき、新松田駅前広場の整備、駅舎の橋上化、周辺地区の再開発・再編事業の方向性などについてとりまとめた「新松田駅周辺整備基本構想・基本計画」を平成31年3月に策定したところである。

については、本計画の実現のため、駅周辺整備事業に関する地元組織（再開発組合）の設立に向けた勉強会などを令和元年度から実施し、本年度末の再開発準備組合の設立を目指しており、県においては引き続き新松田駅北口・南口駅前広場整備を含めた駅周辺地域の整備における多様な支援により、県と町が連携して駅周辺事業の実現を目指すとともに、御殿場線ガード下の道路拡幅改良事業の早期事業化について要望する。

(7) 県立足柄上病院の医療体制の充実強化について（足柄上郡）

県立足柄上病院は、足柄上地域における中核的な総合医療機関として、二次救急医療や災害拠点病院としての役割を担っている。

省内でも高齢化率の高い足柄上地域においては、複数疾患を抱える高齢者の医療需要の増加が見込まれるとともに、一方で人口減少や少子化の課題・影響が大きい当地域では、分娩可能な医療機関や入院病床を有する小児科の医療機関が極めて少ない地域であることから、安心して子どもを産み育てられる環境づくりとしての小児・周産期医療の充実が必要不可欠である。

そのような中、小田原市立病院の高度専門医療の充実強化、及び地域のがん診療連携拠点病院として位置づけ、県立足柄上病院が担うがん放射線治療について、同市立病院に集約し、主要な疾患等の医療提供体制の充実強化を進めていくことが、2病院の基本協定に基づく連携・協力の方向性において示された。また、周産期医療においても産科医療機関の状況や医療ニーズを踏まえ、県立足柄上病院が担う分娩について、小田原市立病院に集約する方針が示された。

今回の2病院の連携・協力に伴う地域住民の懸念・心配を解消するため、足柄上地域の分娩可能な医療機関の数や分娩数等の状況など、地域の医療ニーズを的

確に捉え、必要に応じ県立足柄上病院の助産師分娩の再開を検討するとともに、将来的に小田原市立病院に集約される医療提供等のサービスにあっては、小田原市民同様の取り扱いとなるよう要望する。

また、足柄上地域での分娩が充実するまでの間、近隣地域での分娩に際して、受診・分娩時の交通手段の確保強化、交通費助成について要望する。

(8) 二級河川酒匂川の洪水対策等の充実（足柄上郡）

河川法の一部改正に伴い、平成29年3月31日に公表された「想定しうる最大規模の降雨」を対象にした洪水浸水想定区域図を踏まえ、洪水対策の根幹をなす護岸工事等の河川改修や水位計の設備など監視体制の強化を適切に実施すること。

また、令和4年3月に策定した「酒匂川水系 酒匂川・河内川河川整備計画」に基づく河川整備を早期に実施すること。

(9) 道路法以外の跨道橋に係る支援について（足柄上郡）

足柄上地域には、高速道路や県道の整備に伴い、いわゆる認定外道路として跨道橋が設置され現在では町に移管されている。

それら認定外道路としての跨道橋については、国の防災・安全交付金の対象から外れているため、町村には事業費が大きな負担となっている。

しかし、高速道路や主要幹線道路等の安全を確保することは、防災対策、ひいては国土強靭化の推進において必要不可欠であり、その老朽化対策が喫緊の課題となっている状況である。

については、認定外道路としての跨道橋に対しても財政支援の対象となるよう国に強く働きかけるとともに、県としても技術・制度・財政の観点から総合的な支援制度を早期に創設するよう要望する。

(10) 酒匂川左岸道路の延伸について（足柄上郡）

酒匂川左岸道路においては、小田原市から大井町の間は既に供用が開始されている。

一方で、未整備区間である松田町から山北町の大口橋迄の区間においては、既に県にて整備した河川管理用通路を活用して道路整備を実施する計画である。

こうした中で、町からの協議に対する適切な指導と、河川法に係る許可に対する迅速な対応を要望する。

(11) 林道秦野峠線について（松田町・山北町）

近年、国内の至る所で地震や噴火、集中豪雨などの大規模災害が発生しており、これまで以上に地域住民の孤立化対策が重要になると考えている。

林道秦野峠線は松田町寄地区と山北町玄倉地区の奥地に広がる森林の活用と集落を結ぶ林道として位置づけられているが、神奈川県地域防災計画～地震災害対策計画～(令和4年3月)では、災害時の集落の孤立を防ぐため、防災上の林道の役割として緊急避難路や迂回路になる農道・林道の安全確保に努めるとしており、この林道の活用を図ることで、災害の際は両地区における孤立化対策にもつながる。

平成30年度には、災害時における通行に向けて、県、山北町及び松田町の三者で協議を行ったが、災害時における通行のためのルール作成や、基本協定等の締結が必要であるため、引き続き協議の場への協力と、林道災害の早期復旧に加え、利用目的も踏まえた災害に強い林道となるよう要望する。

(12) 小田急開成駅前への交番設置について（開成町）

開成町では、小田急線開成駅が立地する南部地域を新市街地と位置付け、良好な住宅地や商業拠点や産業拠点の集積、道路・公園などの整備を進めてきた。

その結果として、平成31年のダイヤ改正で急行電車が停車するようになり、駅の利便性や県西地域の副次拠点としての機能性が大きく向上した。また、駅周辺地区では、都市計画道路を核にした土地区画整理事業が進んでおり、今後さらなる人口増加が見込まれる。

県では交番の統廃合を打ち出したが、開成駅周辺の地域住民の安全と駅周辺の治安維持のため、開成駅前への交番設置を視野に入れた再編成の検討を要望する。

(13) 富士山噴火対策の充実強化（開成町）

令和4年3月に富士山火山広域避難計画検討委員会中間報告が公表され、令和4年度も継続して検討することとなっている。

富士山火山防災対策協議会が策定した現行の富士山火山広域避難計画では、市町村区域外への広域避難者の受け入れ先が山梨県及び静岡県では示されており、受け入れ市町村の調整は、県が行うこととなっている。

本町においては、富士山ハザードマップの改定で、大規模噴火の場合では溶岩流が町全域に到達する可能性が示され、地域住民のいのちを守るために避難を最優先するためには、町外への広域避難が不可欠となった。

最悪の事態を想定した実効性のある町避難計画を早期に策定するために、受け入れ先市町村の調整や避難路・交通手段の確保等、早急な対応を要望する。

(14) (仮称) 山北スマートIC周辺施設の利活用について（山北町）

現在、(仮称) 山北スマートICは、令和5年度の供用開始に向けて建設が進められている。こうした中、町では、令和2年3月に(仮称) 山北スマートIC周辺の土地利用の方向性を示した「(仮称) 山北スマートIC周辺土地利用構想」を策

定した。

この構想では、I C周辺に新たな観光施設を整備するのではなく、「道の駅山北」、「オアシス公園」、さらには「河内川ふれあいビレッジ」といった既存施設の魅力を高め、3施設の連携を強化することで、I C周辺の地域振興を図ることとしている。

町では、これまでこの構想の実現に向け、庁内会議において、これら3施設の再整備について検討を進めたところであるが、本年度からは、県西土木事務所のご協力により、県関係職員も構成員として新たな会議体を立ち上げ、地域振興に向けた、3施設の再整備や連携強化といった利活用について、検討していく予定である。

このため、県においては、I C周辺施設の再整備・利活用による地域振興について、引き続き、ご支援・ご協力をお願いしたい。

4 足柄下地域要望

(1) 土地利用調整システムの抜本的な見直し等について（足柄下郡）

神奈川県土地利用調整条例では、1ha以上の大規模開発に関して知事への協議を義務付けており、非線引き白地地域における建築物系の開発行為については、経過措置として当分の間、対象面積を3000m²以上に引き下げており、その効果もあって県西地域においては開発行為が抑制され、秩序ある土地利用が確保されているものと認識している。

しかしながら、平成21年3月31日をもって「1ha未満の開発行為に関する指導基準」（以下、指導基準）が廃止され、小規模な開発行為については、各市町村の自主性に委ねられることとなったことから、このことに伴い、今後、開発抑制効果の減少が懸念されている。仮に建築物系の開発行為における開発区域の面積の経過措置についても廃止となつた場合には、町単独で県の土地利用調整システムと同等の効果を持続させることは非常に困難であり、秩序ある土地利用の確保が難しくなることが考えられることから、指導基準が廃止されたことも鑑み、条例の建築物系の開発行為における開発区域面積の経過措置を、「当分の間」との規定を継続するのではなく、条例の本則へ移行するよう要望する。

(2) 国道135号の整備について（真鶴町・湯河原町）

国道135号(真鶴道路旧道)区間が無料化され、同区間を通行する車両が増加し、真鶴駅前を中心に日常的に渋滞が発生している。また、一部歩道のない箇所や非常に狭い箇所も多くあり、安全性の確保の点で危惧されている。県は、真鶴駅前交差点の信号機移設等対策、路面標示等による視認性の確保対策を行っているが、未だ抜本的な解決に至っていない。

引き続き渋滞解消や交通安全確保のための抜本的な整備実施を要望する。

(3) 広域営農団地農道整備事業（小田原湯河原線）の整備について

（真鶴町・湯河原町）

小田原市から真鶴、湯河原1市2町にまたがる広域的な営農団地内の基幹的農道を整備することにより、農作業、集出荷作業の省力化、流通の合理化及び生活環境の整備を図り、農業振興を中心とした流域の活性化を推進するとともに、国道135号及び県道740号が通行不可となつた際、防災上の観点からも重要なことでもあるため、目標期限を定めて早期に完成されるよう要望する。

(4) 足柄幹線林道の舗装等ハード面の整備及び冬期閉鎖期間の短縮について

（箱根町）

足柄幹線林道は、専ら林業活動に利用される林業振興型林道と、生活用等とし

て市町村道的役割を担う地域振興型林道の双方の役割を兼ね備えた併用型林道として、林道従事者のみならず林道沿線の住民等が使用する生活道路としての重要な役割を担っていることから、現状よりさらに安全性を担保した施設となるよう、舗装やロックフェンス等のハード面を強化する整備及び冬期に行われている閉鎖期間の短縮を要望する。

(5) 大涌谷における渋滞対策について（箱根町）

大涌谷園地に至る県道の渋滞緩和対策については、過去に県のスマイル 2000 万人プロジェクトとして「2 車線の仮 3 車線化」「パーク＆ライド」の対策を試行したが、その効果は限定的であった。このため令和 2 年度には箱根DMOが大涌谷駐車場の混雑状況を配信し混雑回避の流れを作る取り組みを行ったほか、令和 3 年度には箱根DMOや交通事業者と一体となってパーク＆ライド活動を引き続き検討するなど、ソフト面の対策を実施していく運びになっている。不要不急の移動が抑制される中でも大涌谷を自家用車で訪れる観光客は多く、大涌谷周辺の渋滞は引き続き発生することが予想されるので、是非とも県にあっては渋滞発生分も駐車できるよう収容台数を増やすことができ、同時に突然の火山災害発生時に観光客を一時避難させるような立体屋内駐車場の新設及び下り車線側道部に上り車線からの転回が可能な場所の設置や道路拡幅等、ハード面の整備推進を引き続き要望する。

(6) 真鶴港活性化整備計画の早期実現について（真鶴町）

真鶴港活性化整備計画においては、港湾防災対策による安全な港づくりという基本方針に基づき、沖防波堤や港湾管理・防災施設の整備が位置付けられている。

防災施設のうち津波避難施設について一部着手されているが、港湾防災対策は、緊急性、必要性は依然と高く、甚大な津波被害を招かないためにも、詳細な構想や計画に基づいた対策の早期着工を要望する。

同時に、整備計画においては「プレジャーボート需要への対処」も観光拠点機能として計画フレームに位置付けられていることから時代の変化に合わせてレクリエーションとして利用できる環境の整備も検討する必要がある。これらの課題を含め整備計画に位置付けられているその他の施設についても、早期の着工・実現について要望する。

(7) 県産石材の活用について（真鶴町）

本町では石材採掘・加工業が地場産業の 1 つとして発展してきたが、後継者不足や新たな販路開拓等への対策が求められている。

地場産業の振興を図るために官民による建築資材としての活用だけでなく、現在取り組んでいる「真鶴本小松石」のメダルや表彰盾の新商品を引き続き活用していただくとともに、その積極的な P R を継続的に要望する。

また、昨年度共同での開催にご協力いただいた文化・芸術関連イベント（回遊型謎解きイベント）にご協力いただいたが、今後も、設置された彫刻作品の観覧や「石の町・真鶴」のPRも引き続き要望する。

(8) 湯河原海岸と海辺公園の周遊性について（湯河原町）

平成27年度に湯河原海辺公園の整備が完了し、EV急速充電器の設置やドッグランの整備を行ったことにより、地域住民や観光客の皆様に多数利用していただいているが、海辺公園と湯河原海岸の一連とした海岸利用を行うことにより、さらなる利用者が多く見込まれると期待している。

しかし、海辺公園と湯河原海岸のアクセスには、国道を横断し迂回するルートしかなく危険であるため、海辺公園と湯河原海岸の相互利用の促進という観点から直接アクセスできる通路等の整備を要望する。

(9) 土砂災害防止法区域の指定にかかる工事の早期着手について（湯河原町）

土砂災害防止法による特別警戒区域（レッドゾーン）として指定された区域については、新規の開発行為や建築物に対し制限や規制及び区域内建築物の所有者に対し県知事から移転等の勧告ができることとなり、区域内住民の生活への多大な影響や負担が懸念される。

よって、災害の防止対策が重要であることから、町は、土砂災害防止法に基づき、ソフト対策として、土砂災害ハザードマップを作製し、住民への周知を実施している。今後は特別警戒区域（レッドゾーン）の指定を解消するため、当該指定区域における土砂災害防止工事を計画的に実施することを要望する。

(10) 湯河原パークウェイの無料化について（足柄下郡）

静岡県との県境をつなぐ有料道路である湯河原パークウェイは、湯河原から国道1号を経由して三島・箱根方面へ最短で移動できる道路であり、東名高速道路から伊豆縦貫自動車道を経由した湯河原への誘客や、静岡県以西からの誘客など、地域活性化対策として重要な道路である。

また、県西地域を回遊する道路としても、県道75号（つばきライン）はカーブが多く走りづらい道路のため、湯河原パークウェイは重要な道路である。地域での広域的な連携により、事業者である伊豆箱根鉄道株式会社に対し通行料金の見直しなどについての協議や要望活動を行っているが、静岡県との広域的な課題でもあるため、県や国からの働きかけを要望する。

(11) 海岸保全施設整備の推進について（湯河原町）

令和元年度に県と町が連携して、「湯河原海岸 安全・安心な海辺づくり計画」が策定され、津波・高潮対策における海岸保全施設整備目標を設定したことに対し

、海岸保全施設整備を推進するにあたり、次のことを要望する。

- ア 防護水準を満たしていない門川地区の埋立地の海岸護岸の嵩上げと老朽化対策、新崎川の河川堤防の嵩上げの整備を進めていただいているが、計画期間内に工事が完了するよう予算を確保すること。
- イ 海岸へ乗り入れができるスロープが西側に1箇所しか設置されておらず、災害時等に救護活動や避難誘導等海岸利用者の安全を確保することが困難な状態となっていることから、海岸東側にもスロープを設置するための予算を確保し海岸利用者の安全安心に努めること。
- ウ 海岸の砂は、西から東に流されており、20年前と比べると砂が流失し砂浜が後退してきているため、大潮になると護岸まで波が打ち寄せている現状であることから、令和3年度からサンドバイパスにより砂浜侵食対策を実施していただいているが、引き続き突堤延伸の必要性について検討すること。

(12) 公衆トイレの整備について（箱根町）

本町は毎年約2千万人の観光客を受け入れており、その多くの方が利用する公衆トイレは本町にとって欠かせない施設である。現在、町内には合計37箇所の公衆トイレが設置され、そのうち27箇所が町、残りの10箇所を県が管理している。

本町が管理している施設については、バリアフリー化や温便座化など順次改修工事を行い、利便性や快適性の向上を図るとともに、老朽化が著しい施設については、建て替えなども含め景観を損なわないよう適切に維持補修をしている。

そこで県管理の公衆トイレについても、快適な衛生空間の創出や、風光明媚な国立公園箱根の景観保全のため、老朽化した施設の更新や補修など適切な維持管理をお願いするもの。特に、観光客の利用頻度も高く、老朽化も激しい箱根園地、元箱根園地、旧街道資料館横の3箇所のトイレについては、観光客の満足度向上を図っていただくよう要望する。

(13) 税収の落込みに対し発行できる新たな地方債の創設について（足柄下郡）

新型コロナウイルス感染症の影響により宿泊業が壊滅的な打撃を受けたことで、入湯税に大幅な減収が生じている。

回復を目指して、各町でも誘客施策を独自に実施する予定であるが、入湯税収の落ち込みにより、その事業実施にも影響がでることは必至であり、また、「新しい生活様式」に伴う観光旅行の変化や、感染の拡大も懸念されるなかで、観光業や入湯税収の回復には時間要する。

このため、入湯税の減収に対しては、令和2年度及び3年度に限り、新たに特別減収対策債の活用が可能となったが、令和4年度においては当該制度が廃止されたところである。

現行制度では、災害等で基準財政収入額に算定されない税目の収入が減少して

も、減収補てん債を発行することができないことから、災害等の影響により、減収補てん債の対象とならない税目が著しく減収となった際に、財源補てんとして発行できる地方債を創設するよう、働きかけること。

(14) 生食二枚貝（岩ガキ）養殖事業への支援について （真鶴町）

令和3年度から開始した岩ガキ出荷に関し、安全安心な岩ガキを提供する為、出荷時期に複数回の検査が必要となる。現在、他県に検査を委託しているが、1回に要する費用が高額なため、漁業者の負担となる。安全安心を確保するため、検査費用補助の支援の検討と現在実施していただいている各種検査の支援の継続を要望する。

また、県内初の生食二枚貝（岩ガキ）の本格出荷となることから真鶴町の新ブランドとしてだけでなく、神奈川県の新ブランドとして位置付けるとともに、岩ガキのPR等の支援を継続して要望する。

(15) ニホンザルの群れ（T1群）による被害防止のための積極的な対策の実施について （真鶴町・湯河原町）

西湘地域に生息するニホンザルの群れは、西湘地域個体群として神奈川県レッドデータブック報告書に掲載され、西湘地域に生息する固有種として保護されているが、湯河原町を中心に真鶴町西部、熱海市東部を行動範囲とするT1群は、市街地及びその周辺を主な行動域とし、深刻な生活被害や農業被害を与えており、また、町立学校敷地内への出没や、児童生徒の通学路付近に出没するなど学校教育における安全対策上危険である。サルが出没した際の追い払いや山中へ群れを誘導する追い上げを実施しても、すぐに市街地へ戻ってしまい、対策が行き詰まりを見せている状況にあるため、次のことを要望する。

- ア T1群による被害防止のため、抜本的かつ具体的な対策を行うこと。
- イ 西湘地域の農作物や地形などを考慮したサルの防除対策を研究すること。
- ウ 神奈川県レッドデータ生物調査報告書の見直し及び第5次神奈川県ニホンザル管理計画の策定時に、西湘地域個体群のあり方について検証の上、群れを保護していくべきかどうか方針を検討すること。

(16) 温泉の地熱発電利用に関するガイドライン等の制定及び温泉行政に係る専門職の人材育成について （箱根町・湯河原町）

従来より温泉法に基づき、温泉の採取及び利用等の適正が図られ、公共の福祉の増進が維持されている。近年では、「温泉資源」を持続可能な資源として保護する取組みと共に、脱炭素社会に向け再生可能エネルギーとして活用を検討する

必要性があるとも認識している。

このような中、足柄下郡エリア内においても今後温泉事業者らから温泉（蒸気井）による地熱発電等の動きが出てくることが予想されるところである。現在これに関するルール等が無いが、この新しい動きに対する温泉の保護と利活用についてのガイドライン（温泉を利用した発電等に係る県としての指針）等は必須と考えるものである。また、適切な温泉行政を今後より一層推進するためには、専門性の高い知識と技術が求められる専門職の存在が欠かせないが、この人材育成については一朝一夕とはいはず、町単位では専門職の人材確保は大変難しい状況である。

そこで、今後、県として地熱発電利用に関するガイドライン等の制定及び温泉行政に係る専門職の人材育成を図ることで、脱炭素社会が求められている時代の流れに合った取組みを推進しながら、持続可能な温泉資源を次世代へとつなげられるよう、県がより一層重要な役割を担うことを要望する。

5 愛甲地域要望

(1) 県道 64 号（伊勢原津久井線）の整備について（清川村）

清川村内を走る県道 64 号は、宮ヶ瀬湖や中央高速相模湖 IC 及びさがみ縦貫道相模原 IC へのアクセス道路として、その交通量は増加の一途を辿っている。

また、平成 27 年 11 月沿線上に道の駅「清川」が開所し、観光客が著しく増加し、交通量も増加している。

特に、行楽シーズンや朝晩の通勤・通学時には交通量が多く、道路の通行・横断等に支障をきたすほか、村民が交通事故に巻き込まれる可能性も高いため、地域住民や園児、児童、生徒の保護者からも、再三にわたり早期の拡幅改良や信号機の設置の要望が出されている。

古在家バイパス整備事業については、第 1 期区間の令和 4 年度の開通に向けて、工事が進められているが、第 2 期区間においても、早期完成に向けた事業促進を要望する。

また、村民の交通安全確保のため、「信号機設置の指針」に対する柔軟な判断のもと、村外の者による交通事故が特に多く、村民が巻き込まれる可能性が高い、次の 2箇所に信号機を設置するよう要望する。

ア 村道山岸外周線に接続する丁字路

イ 清川村役場前（道の駅開所により、横断者が増加している。）

(2) 片原・柳梅地区の山林の崩壊防止対策の推進について（清川村）

清川村煤ヶ谷地域に位置する片原・柳梅地区は、小鮎川の左岸に位置し急峻な山肌の下にある平地に古くから居住地区が形成されている。

平成 11 年夏の豪雨においては、この地区の山腹が大規模に崩落し、幸い住民への被害はなかったものの、現在でも梅雨や台風など雨の多い季節には住民が不安を募らせ、自主避難されている状況である。

崩落個所については、平成 17 年度から落石防護壁の設置と落石固定を実施し、平成 22 年度で完成しているが、近年住宅地が形成されつつあるこの地区の上流部には、未だ急峻な山林が広がっており、土石流危険個所に指定されている。

県においては、山腹崩壊や土砂流失といった災害の危険性がなく、住民が安心して生活できる地域を実現するため、継続的かつ効果的な治山事業又は砂防事業を実施することを要望する。

(3) 消防広域化重点地域に対する支援について（清川村）

平成 25 年 4 月 1 日に改正された「市町村の消防の広域化に関する基本指針」により消防広域化重点地域として指定した自治体に対する国や県の集中的な支援について、既存の制度のみを運用して支援するだけではなく、広域化に伴う人件費な

どの多大な財政負担に対し、広域化後も県としての集中的な支援が明確に分かることや、積極的な財政支援を行うことを要望する。

(4) 登山者の安全対策について（清川村）

近年の登山ブームにより高齢者の登山者が増加しているなか、2016年（平成28年）から8月11日が国民の祝日として「山の日」となり、更に登山者が増加すると予測され、遭難や救助要請の増加が危惧されている。

今後、より一層救助体制の強化を図る必要があり、救助体制の一環として、登山者の位置が確認できる携帯電話アンテナ基地局の整備において、国の補助制度では村が事業主体となり整備することとなるが、整備にあたっては、県有地の借用や規制緩和など県の協力が不可欠であることから、県の多大なる協力を要望する。

また、県道70号線の厚木土木事務所管内は、道路幅員が狭く緊急車両が通行する際、一般車両等とのすれ違いが非常に危険であるため、安全対策として県道70号線の拡幅改良を早期に「かながわみちづくり計画」に位置づけ、抜本的な対策を進めるよう要望する。

(5) 観光・産業連携拠点づくりに向けた支援について（愛川町）

本町の半原地域は、県立あいかわ公園や宮ヶ瀬ダムをはじめ、県内随一の広さと規模の牧場、中津川のマス釣場など公営や民営のレクリエーション施設が点在しているほか、横須賀市の水道施設として利用されていた旧半原水源地跡地が立地している。

近年は、圏央道の開通に伴うストック効果により、本町のポテンシャルも高まっていることから、半原地域を一つのエリアとして捉えた上で、旧半原水源地跡地を利活用し、地域の観光情報発信をはじめ、レクリエーション施設や地域特産物の販売など地域との交流を図る観光拠点づくりの検討を進めている。

こうした拠点づくりに向けた取り組みの着実な推進のため、県が進めている「宮ヶ瀬湖周辺地域活性化推進事業」との連携を図りながら、今後、国道412号及び県道54号から観光・産業連携拠点へのアクセス機能向上に係る対策をはじめ、県有施設との連携のほか、現実的な事業スキームの作成等について、県関係部局の指導・助言などの支援を要望する。

(6) 県立愛川ふれあいの村体育館の耐震化について（愛川町）

県立愛川ふれあいの村の体育館は、これまで、愛川町の川北、宮本、両向地区（3地区合計：住民2,888人）の広域避難所として位置付けていたが、耐震が不十分であり、災害対策基本法改正に伴う指定避難所の指定要件を満たさなくなつたことから、現在は、当該施設を除外し、半原地区の小学校を指定避難所として指定している。

しかしながら、当該地区では、被災者想定人数に対して各指定避難所の収容人數が飽和様態となっており、またコロナ禍における分散避難の観点からも安全な場所にある新たな避難場所の確保が課題となっている。

については、当該施設を再度指定避難所として指定することが地域住民の安心、安全の観点からも必要であることから、施設耐震化の早期実現について要望する。

6 水源地域要望

(1) 河川区域内における廃棄物処理対策について（愛川町）

相模川の取水堰は、多くの県民への水道水供給の根幹となる重要な水源であり、県民に安全でおいしい水道水を安定的に供給するためにも、河川環境の美化等、水質保全に係る取組が必要不可欠である。

しかしながら、従前からの課題である、河川区域内における行楽客によるバーベキューごみの不法投棄が未だ多く発生している状況であり、水源環境の悪化が懸念される状況となっている。

こうした回収事業は、本来、河川管理者が行うべきものであることから、県においては、取水堰の上流域は全て重要な水源地域であるとの認識に立ち、「神奈川県循環型社会づくり計画」に基づき、バーベキューごみの処理など河川敷の清掃を行うとともに、町村の意向に沿った形で河川区域内への車両の進入規制等が行えるような体制整備を要望する。また、啓発等については、河川の環境保全に対し意識の低い者を対象とした内容とするよう要望する。

(2) 水源環境保全・再生市町村交付金対象事業の拡大について（清川村）

ア 森林は、水源涵養や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等様々な機能を有しており、保全と再生に取り組み、近年発生している大規模な被害をもたらす台風等によっておこる間伐材の流出によっておこる被害を未然に防止するため、間伐材の搬出が必要であることから、間伐材の搬出・利用もあわせた林材の有効な流通体制が整備できるよう制度の拡大を要望する。

イ 造林補助事業や水源環境保全・再生事業などの林業施策については、森林整備という目的と同じくするものの、補助制度のしくみに相違があり、制度利用には理解しにくいものとなっているが、豊かな森林を再生し、水源涵養機能の向上を図るためにには、森林整備を促進する必要がある。

については、造林補助事業等において、森林所有者の負担軽減を図るため、補助率の拡大拡充を要望する。

(3) 市町村設置型高度処理型浄化槽に係るリン除去装置の取り扱いについて

（山北町）

当町では、水源環境保全・再生市町村補助金を活用し、三保ダム集水域において高度処理型での合併処理浄化槽整備事業を推進してきたところである。平成28年度までは5年分の維持管理費相当額の補助をいたしましたが、平成29年度からは高度処理に係る経費相当額の補助に切り替わったため、平成29年度から5年が経過した時点で、浄化槽に対する点検や修繕等の維

持管理に要する資金が不足する状況となっている。

高度処理に係る経費相当額の補助をいただいているが、浄化槽事業自体の持続を考えると、一般的な浄化槽よりも高負担となっているリン除去装置の維持がネックとなる。

については、「環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について」（平成20年5月15日付け環企発第080515006号大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）を基準として、設置から10年が経過した浄化槽に係るリン除去装置の維持管理を取りやめることについて、水源環境保全・再生市町村補助金の返還を伴わない財産処分として承認いただきたい。